

令和7年度第1回千葉市下水道事業等経営委員会議事録

1 日 時 令和7年5月27日（火）13時10分～16時25分

2 場 所 千葉市役所本庁舎1階 正庁

3 出席委員 10名（50音順）

天野委員（副委員長）、家永委員、池田委員、岡山委員、菊地委員、佐久間委員、
袖澤委員、森田委員（委員長）、柳沢委員、吉田委員

4 事務局（市側）出席者

山田建設局次長、中臺下水道企画部長、高梨下水道施設部長、
吉井下水道経営課長、海保下水道経理課長、林下水道営業課長、森総合治水課長
鈴木下水道整備課長、森山下水道整備課担当課長、根木雨水対策課長
松田下水道維持課長、石黒下水道施設建設課長、森田中央浄化センター所長
久野南部浄化センター所長

5 傍 聴 者 0名

6 報道関係者 4社

7 議題及び報告事項

（1）議題

- ア 令和7年度千葉市下水道事業会計当初予算について
- イ 令和7年度千葉市農業集落排水事業会計当初予算について
- ウ 下水道管路施設包括的維持管理業務委託審議部会の設置について
- エ 下水道事業の経営見通しについて

（2）報告事項

- ア 下水道施設の老朽化の現状と対策について

イ 千葉市上下水道耐震化計画の策定について

8 会議経過

(1) 議題

ア 令和7年度千葉市下水道事業会計当初予算について

イ 令和7年度千葉市農業集落排水事業会計当初予算について

資料1及び資料2により事務局から説明後、質疑応答

【質疑応答】

○岡山委員

下水道に係る資料1の14ページ、「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画への登録」について、2点伺います。

1点目、下水道汚泥を固形燃料化したものですが、これは処理場内で利用するのでしょうか。それとも販売するのでしょうか。

2点目、国からの交付金等による集中的な支援が期待できるとのことですが、具体的に何に対する支援でしょうか。

○石黒下水道施設建設課長

1点目ですが、汚泥固形燃料は、本市が本事業に係る特定目的会社に販売し、そこが有効利用先に販売することになっており、場内では利用いたしません。

○吉井下水道経営課長

1点目の補足ですが、本計画においては、販売した汚泥固形燃料についても「創エネルギー」の量にカウントできることになっております。

2点目ですが、まず、処理場への太陽光発電パネルの設置は市環境局の事業の一環として行われており、下水道事業での費用負担は生じません。その上で、本市においては、省エネルギー機器の更新に対し集中的に支援が受けられるものと見込んでおります。

○岡山委員

国からの交付金メニューが既に存在し、それが手厚くなるという理解でよろしいでしょうか。

○吉井下水道経営課長

そのとおりです。

○袖澤委員

下水道に係る資料1の3ページ、「令和7年度予算と前年度予算との比較」について伺います。高度処理費用が5.4億円から1.4億円に大きく減少していますが、これは、既に高度処理に係る対応が完了に向かっていると解釈してよいのでしょうか。

○石黒下水道施設建設課長

確かに6年度と7年度の予算比較では大きな減少が見られますが、高度処理に係る再構築事業は現在も進行中であり、今後も継続いたします。

○袖澤委員

了解いたしました。

続いて同じ資料の13ページ、「太陽光発電設備の導入」についてです。この発電によって、処理場内の電力使用量が約7%削減されるということですが、一方で汚泥の固形燃料化等の過程で電力を消費するはずであり、それを加味してもやはり約7%削減されるのでしょうか。

○吉井下水道経営課長

確かに汚泥の乾燥等のプロセスで若干の電力を消費しますが、それを加味しても約7%削減されるものと見込んでおります。

○吉田委員

農業集落排水事業については、経費回収率が約14%と低いですが、事業の特性を考えると仕方のない部分があるかと思います。しかし、資料2の11ページの使用料収納率を見ますと94%程度とのことであり、下水道事業の約99%と比べるとかなり低いです。このことについて、下水道事業と比べて低いのはなぜか、どのような対策を行っているのか、今後公共下水道への接続を進めていく中で下水道事業並みの収納率を目指すのか。以上3点について教えてください。

○海保下水道経理課長

下水道事業については、上下水道料金の一括徴収を行っており、滞納すると上水道が止められる可能性があることから、収納率は高くなる傾向にあります。一方、農業集落排水事業については、半数以上の世帯が井戸水を使用していることもあり、一括徴収は実施しておりません。今後公共下水道への接続が進んでも、上水道が普及しない限り、一括徴収は困難であると考えております。現状、督促状の送付等の対策をとっておりますが、今後も、費用対効果の観点を考慮しつつ進めてまいります。

○柳沢委員

下水道に係る資料1の11ページ、「下水汚泥固形燃料化事業（DBO方式）」について伺います。既設の焼却炉2基とガスホルダの撤去費用は、このDBOの中に含まれているのでしょうか。

○石黒下水道施設建設課長

含まれております。

○天野委員

下水道に係る資料1の14ページ、「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画への登録」について伺います。登録の要件として「消費するエネルギー量を生み出したエネルギー量が上回る見込みであること」とあります。これは、ひとたび上回れば、その後たとえ下回っても登録は継続される、というものののでしょうか。

○吉井下水道経営課長

この登録は、計画期間が 10 年間、令和 16 年度までとなっており、その期間内のエネルギー量に着目して登録が行われたものでございます。

○天野委員

計画期間内に当初見込んだエネルギー量が創出できなくなった場合、どうなるのでしょうか。

○吉井下水道経営課長

今後、国への進捗報告が求められるものと考えておりますが、現時点では国からそうした具体的な手順が示されておりません。いずれにせよ、本市としては計画を下回ることのないよう進捗管理を行っていきたいと考えております。

○菊地委員

農業集落排水に係る資料 2 の 10 ページ、一般会計補助金についてお伺いします。事業の採算性が低く、一般会計補助金によって収支の均衡を図っているとの説明がありましたが、今後公共下水道への接続によって、一般会計補助金はどのように推移していくものと見込んでいるのでしょうか。

○中臺下水道企画部長

使用料収入が減少していく見込みですが、一方で、公共下水道への接続により処理場が不要となり、維持管理費用と施設更新費用がそれ以上に減少するものと見込んでおります。従って、全体として収支が改善し、一般会計補助金も低減していくものと見込んでおります。

ウ 下水道管路施設包括的維持管理業務委託審議部会の設置について

資料 3 により事務局から説明後、質疑応答

【質疑応答】

○池田委員

管路の維持管理に係る委託とのことですので、今年 1 月の埼玉県八潮市での道路陥没事故とも関連する案件かと思います。こうした事故の防止という観点も含め、事業者は何を管理してもらうかが重要であり、委託契約そのものの品質が問われることになると考えます。そして、単に事業者を選定して終わりということではなく、契約後も仔細にわたり指示を出し続けることが必要ではないかと考えます。

第 2 期の委託契約を締結することですので、こうした点についてのお考えをお聞かせください。

○松田下水道維持課長

現在、試行も兼ねて、美浜区の一部を対象とする第 1 期の契約を締結しておりますが、

契約内容的には市がイニシアティブを握り管理する内容となっております。市民アンケートも実施しましたが、住民対応という観点でも高い評価をいただいていることから、第2期でも基本的に現在の契約内容を踏襲する方向で検討しており、また、区域を拡大しスケールメリットを活かすことでさらなるコスト縮減を図る方向で検討を進めております。

○池田委員

先ほど予算についての説明がありましたが、こうした事故の際には、応急措置が必要になったり、類似箇所の緊急点検が必要になったりしますので、予備費を確保しておく必要があるかと思います。この点、いかがお考えでしょうか。

○高梨下水道施設部長

まず、八潮市の事故を受けた対応について先にお話しさせていただきます。現在、国において管路点検のあり方の見直しについて検討を進めており、その結果が示されれば、本市として具体的にどう進めていくか、頻度、方法、箇所などについて検討した上で、充実した点検を実施していきたいと考えております。委員のおっしゃる財源につきましても、その中でしっかり検討していくこととなります。

○山田建設局次長

直営ではなく委託とすることで、現場対応が遅れるのではないかと、という御心配があるものと思います。その点、現在の委託契約の中でも迅速な修繕対応が行われており、さらに劣化の度合いが激しい場合には優先順位を入れ替えて速やかに改築を行っております。八潮市の事故を受けた別途の予算確保はまだですが、現状の体制・予算の中でも迅速な対応は行われているところです。なお、今後国の方針が示された際には、必要な事項を第2期契約の仕様の中に盛り込んでまいります。

○家永委員

管路内の点検については様々な方法があるかと思いますが、今回の八潮市の事故は管の外側の土砂がなくなってしまったものであり、管内点検では分からないものだと思います。こうした事例に対してどのような点検方法を採用すればよいのか、検討する必要があるかと思いますが、いかがでしょうか。

○松田下水道維持課長

現在、国で進められている検討では、土質の良くない場所や地下水位の高い場所にある管路について、空洞調査などの追加的な調査等が盛り込まれるようです。今後、本市でもそうした調査等を実施していくことになるものと考えております。

○菊地委員

現行の第1期契約は、区域的に、管径の小さい管路が対象になっているようです。八潮市の事故は管径の大きな管路で起きたようですが、第2期では区域が広がった結果、管径の大きな幹線も対象に入ってくるのでしょうか。

○松田下水道維持課長

第2期契約では、国の示す点検のあり方を盛り込む方向で検討しておりますので、そ

の見直しによっては管径の大きな幹線も対象となり得るものと考えております。

○菊地委員

全国特別重点調査の対象となる管径 2,000 ミリ以上の管路については、第 1 期の対象外という理解でよろしいでしょうか。また第 2 期では、中央浄化センターや花見川第二終末処理場のあたりも対象になりますので、そうした管路も対象になるように見えますが、そうした理解でよろしいでしょうか。

○松田下水道維持課長

全国特別重点調査の対象となるのは、管径 2,000 ミリ以上かつ 30 年以上経過した管路ですが、これらについては第 2 期契約前に調査が終了しますので、第 2 期での調査対象とはならない見込みです。ただし、2,000 ミリ未満であっても 800 ミリを超えるような中大口径管については重要なものが多々ありますので、そうした管路については、国の方針も踏まえつつ、第 2 期の調査対象に加えていきたいと考えております。

○高梨下水道施設部長

現状でも、幹線の調査については市職員が自ら実施しているわけではなく、専門業者に委託して実施しているところですが、その場合でも、仕様発注により市側がイニシアティブを握る形となっております。今後の第 2 期契約においても、当然ながらそうした調査を実施する能力をもった事業者を選定していくこととなります。

○吉田委員

市民目線では、そうした委託は「業者丸投げ」と見えてしまうのかもしれませんが。特にそれが生活インフラとなると、市民の不安は大きくなるのだと思います。しかし、専門業者には行政にはない蓄積されたノウハウがあるわけで、そうした事業者を活用することは市民にとってもプラスになるものと考えます。大事なことは、いかにそうした専門業者に緊張感をもって業務にあたってもらうかであり、そのための手綱を行政側がしっかり握ることにあると思います。

○森田委員長

他に御意見等ないようですので、ここでお諮りします。下水道管路施設包括的維持管理業務委託審議部会を設置することを決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○森田委員長

それでは、部会を設置することと決定いたします。

なお、部会につきましては、千葉市下水道事業等経営委員会設置条例第 7 条第 2 項の規定により、委員長が指名する委員で組織することとされておりますので、私から指名させていただきたいと思います。天野副委員長、菊地委員、佐久間委員、柳沢委員、そして私の 5 名で部会を構成することといたします。今後の部会の招集については、後ほど事務局から伝えてまいります。また、部会の会議の公開について、事務局から説明をお願いします。

○海保下水道経理課長

本部会は、受託者の選定に係る評価方法や落札者決定基準などを御審議いただくために設置されるものです。

落札者決定基準は、入札公告の際に公表することとなっておりますので、会議を公開しますと、審議中のそれぞれの内容が事前に明らかになってしまうこととなり、特定の者に不当な利益を与えたり不利益を及ぼしたりする恐れが生じます。これは、千葉市情報公開条例第7条第5号に該当するものです。

従いまして、今回の会議については、千葉市情報公開条例施行規則第12条第1項第2号の、「条例第7条各号のいずれかに該当する情報が含まれる事項を審議するとき」に該当することから、非公開が適当であると思われます。

なお、非公開とする場合でも、情報公開条例施行規則第12条第3項の規定により、議事録を作成し閲覧に供するよう努めることとされていますが、過去に本委員会で同様の部会を開催した際に、議事録の要旨を作成して公開していることから、今回も同様の取扱いが適当と思われます。

○森田委員長

それでは、部会の構成員となりました天野副委員長、菊地委員、佐久間委員、柳沢委員にお諮りします。部会を非公開とし、議事録の要旨を作成し公開することと決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○森田委員長

それでは、そのように決定いたします。

エ 下水道事業の経営見通しについて

資料4により事務局から説明後、質疑応答

【質疑応答】

○家永委員

資料14ページ「他団体の改定状況」の表ですが、京都市と堺市でマイナスの改定が行われたと記されています。なぜそうした改定が行われたのか、御存知でしたら教えてください。

○吉井下水道経営課長

周辺自治体の料金水準に合わせるために下げたものと聞いております。

○家永委員

これらの自治体では、マイナス改定でも経営的に問題はなかったということでしょうか。

○吉井下水道経営課長

詳細は存じておりませんが、その後プラス改定を行ったとは聞いていないので、その料金体系が適正な水準であると判断しているものと思われます。

○吉田委員

御説明の改定率の場合、一般的な家庭で月に 500～600 円程度上がるものと理解しました。市民感覚からすれば、令和 6 年 4 月に改定し、また改定するのか、という感じかと思えます。さらに資料の 10 ページを見ると、令和 8 年度に改定を行ってもすぐに資金不足が起こる可能性があるとのこと。このあたり、今後市民に向けても、状況によってはすぐに次の使用料改定を行う旨を説明していくのでしょうか。

○吉井下水道経営課長

通常であれば 4 年程度の期間で推計を行うべきですが、不確実な要素が多く、正確な推計を行うことが困難であることから、2 年間での推計を行っております。令和 10 年度以降の状況については段階的に検討を行い、その中で改定の要否についても検討していきたいと考えております。

○吉田委員

御説明のとおり令和 8 年度に改定を行うと、千葉市の料金水準は県内の中位にまで浮上します。千葉市は規模が大きいので、普通に考えればスケールメリットで水準が下がりそうに思えますが、そうでもなくなってくるわけです。今までは「水準が低すぎたので、上げます。」という説明も可能でしたが、今後はそうではない説明が求められるのかな、という気がします。

○池田委員

御説明のように、市民の納得が得られそうな水準をその都度探って、こまめに値上げをしていくやり方もあるのかもしれませんが、しかし、これだけ資金不足の拡大要因があるのであれば、「先々これだけの不足が見込まれます。だから、一度にこれだけ値上げさせてください。」といった形の中央突破的なやり方が必要なのではないか、個人的にはそんな気がしています。

少し話がそれますが、私の故郷では毎年 10% 近く固定資産税が上がっています。自治体の財政が苦しいので、住民の反発があろうとも、それだけの上昇もやむなしとの判断をされているようです。

今後のことを考えると、たとえば金利も、ゼロ金利に戻ることはなく上昇が見込まれるわけですし、きちんと理論的なバックアップを整えて市民に説明すれば、理解を得ることは可能なのではないのでしょうか。また、市民感情的にも、小出しに値上げをされるよりも、一度値上げがあったら当面は上がらないという安心感を得た方が良いような気がするのですが、いかがでしょうか。

○中臺下水道企画部長

貴重な御意見、ありがとうございます。確かに先行きが不透明な中で、中央突破的な大きな改定をすることで資金繰りに確実性を持たせることも 1 つの選択肢かとは思いますが、一方で、過度に余裕を持たせることも適当とは言えません。先ほどの説明では、あたかも次の値上げが既定路線のように思われてしまったかもしれませんが、必ずしも

そういうことではなく、その時々の方々の精度の高い推計に基づいて慎重に判断していかざるを得ないものと考えております。

○池田委員

市の方々が場当たり的な対応をされているとは思っておりません。ただ、物事にはタイミングがあると思います。世の中で値上げが相次ぐ中、後出しで値上げを提示すると叩かれやすいものです。市民感情に配慮するならば、しかるべきタイミングでしっかり値上げをさせてもらった方が、スムーズに進むように思います。そのあたりのことも、考慮に含めていただいた方がよろしいかと思います。

○佐久間委員

少し視点を変えて、収入確保という観点から、使用料の滞納に係るお尋ねをさせていただきます。料金を滞納されている方もいらっしゃるかと思います。その都度紙の督促状等を送るのも大変なお手間だろうと思います。いかに滞納者を減らしていくかは、1つの大きな課題だと思いますが、どのような方策を採っておられるか、教えてください。

○海保下水道経理課長

下水道事業については、上下水料金一括徴収を行っていることもあり、収納率は99%を超えている状況です。滞納されている方については、まずは規定に基づき督促状を送付することになりますが、それでもお支払いいただけない場合は、一定期間後に上水停止の措置をとることとなります。

○佐久間委員

上水を止められてから慌てて支払う人は、多いのでしょうか。

○海保下水道経理課長

一定数いらっしゃいます。

○佐久間委員

どういうタイミングで気付いてもらうか、といったことも大事かと思います。使ったものの対価を支払うのは当然のことですので、今後もし残り1%の方に対してきちんとした措置をとっていただければと思います。

○吉田委員

収納率ですが、農業集落排水事業の方は約94%とのことでした。井戸水使用世帯が多く上水を止めることもできず、費用対効果を考慮した徴収対策の結果がこの数字とのこと。必要な経費を賄うために使用料を支払うことは、市民の方も納得いただけると思いますが、一方で使用料も払わずに使っている方がいるということは、市民の方の負担感に照らせば納得のいくものではないと思います。費用対効果も大事ではありますが、そうした市民感情も考慮して、さらなる収納率向上に努めていただければと思います。

○菊地委員

八潮市の事故で、必要なインフラである下水道が長期にわたり停止し、市民生活に重

大な影響が及ぶ事態となっているわけですが、下水道使用料の値上げは、そうした事態を回避するために必要資金の確保を図っているという側面もあろうかと思います。料金改定の際には、市民にそういった説明をして理解を得ることも必要だと考えます。

○吉井下水道経営課長

ただいま資料で御説明した内容は、ストックマネジメントも含めた通常の事業運営に当たって必要な経費が上昇しているもので、それに係る令和9年度までの資金不足を補う、というものです。一方で、委員御指摘の点は、時点としてはその先に係るものであり、事故の回避に向けた追加の経費が必要であれば、次の推計で考慮することになるものと考えております。

(2) 報告事項

ア 下水道施設の老朽化の現状と対策について

資料5-1により森田委員長から説明

資料5-2により事務局から千葉市の対応を説明

イ 千葉市上下水道耐震化計画の策定について

資料6により事務局から説明後、質疑応答

【質疑応答】

○吉田委員

資料の6ページの表ですが、令和5年度末と11年度末で耐震化率が変わっていません。これは、8ページで26年度末ないし31年度末までに完了予定とされていることから、11年度末で切った場合には変化がない、という理解でよろしいでしょうか。

○吉井下水道経営課長

おっしゃるとおりです。この計画は令和7年度から11年度までのものとなっており、5年ごとに更新してまいります。

○家永委員

耐震化はもちろん大事ですし進めるべきですが、最近は銅線が盗まれるなど、盗難も相次いでいます。山倉ダムの上水発電でも相当量の銅線が盗まれたそうです。防犯対策も考えていただきたいと思います。

○高梨下水道施設部長

確かに、道路脇のグレーチングの盗難は起きております。ただ、下水道の管路は地中にありますので、通常は盗難の対象となることはありません。処理場等の施設については、門扉をしっかり閉じるなどの対策をとっております。

○菊地委員

上水道の破損は、水圧で水が噴き出すので分かりやすいですが、下水道の場合は硫化水素による化学変化で静かに腐食が進むといった具合で、外からは分かりにくいです。そんな中、八潮市の事故は下水道管路への市民の関心を高めることになりました。こうした市民の関心をつなぎとめることは、重要なことだと思います。千葉市では、道路が傷んでいる等々の情報をインターネットにより市民から寄せてもらう「ちばレポ」を導入していますが、こうした関心をつなぎとめるという観点からも「ちばレポ」は有用なツールになるものと思いますが、いかがでしょうか。

○松田下水道維持課長

「ちばレポ」は、既にインフラの維持管理において重要なツールとなっており、市民の方からの報告件数も年々増えております。委員のおっしゃるとおり、市民の関心を高め、それをつなぎとめていくことは重要ですので、我々も日々ホームページ等の充実を図り、管路点検の状況などをこまめに情報発信しているところです。

○池田委員

静かに進む管路の腐食は、確かに把握が困難だろうと思います。

ただいま耐震化計画について御説明いただきましたが、管路の耐震化に当たって下水道管の交換も発生することと思います。その際に、撤去する管がどのような状態であったか、どの部分がどの程度腐食していたかといった情報をデータベースとして蓄積することは、非常に有用なのではないのでしょうか。さらに横同士の連携をとって全国的に蓄積を行えば、膨大なデータが得られると思いますので、腐食具合の正確な予測に資するのではないかと思います。

○家永委員

八潮市の事故の現場では、恐らく、事故の何年か前から僅かに道路の沈下が進行していたのではないかと思います。住宅地の中の道路であれば、近所にお住まいの方が気付いたのかもしれませんが、あのような交通量の多い交差点では、逆に気付きにくかったのかもしれませんが。どうすればそうした予兆を把握できるか、真剣に考える必要があるかと思います。たとえば、人工衛星を使用してレベル調査を行い、数センチメートルの沈下を把握する、といったものです。もちろん、こうした取組みは市レベルで行えるものではありませんので、全国的な検討が必要なのではないかと思います。

○高梨下水道施設部長

御意見ありがとうございます。我々としては、腐食が進んでから対応をとるといった受け身の姿勢ではなく、危険の芽を摘み取りにいくという能動的な方向に舵を切るべきものと考えております。御指摘の道路の沈下については、腐食が進み土砂が流入した後に起こる現象ですので、その時点よりも前の対応が求められることになります。ですので、危険個所の把握と情報の蓄積により力を入れていきたいと思っております。

なお、道路管理者において路面下の空洞調査を行っておりますが、調査可能な深さには限界があり、深い空洞の把握は困難と聞いております。

○岡山委員

東日本大震災の後、国土交通省から全ての下水道管理者に対し、下水道BCPの策定

が求められたかと思います。そして能登半島地震の後、今度は国土交通省から耐震化計画の策定を求められたとのこと。もちろん、耐震化は重要なことですが、平素の維持管理においても耐震化の視点は当然求められているわけで、あえて今回、耐震化として特出した計画の策定が求められたのは、なぜでしょうか。現行のBCPをはじめとした計画との重複はないのでしょうか。

○吉井下水道経営課長

おっしゃるとおり東日本大震災の後、下水道BCPを策定しました。毎年それに基づく訓練を行い、それをフィードバックさせてBCPの更新を重ねております。

しかし、今までは必ずしも上水道との連携が意識されておりませんでした。特に本市は県上水の供給エリアが圧倒的に広いのですが、組織が全く異なることもあり、連携がとれているとは言い難い状況でした。

今後は、この上下水道耐震化計画に基づき、ハード整備での連携を図っていくこととなります。さらに、BCPが求められる局面では、当然ながら「水を使ってそれを処理する。」という一連の流れが生じるわけですので、ソフト面でも上下水の連携を図り、今後、上下水一気通貫のBCPを検討していく必要があるものと考えております。

○森田委員長

他に御意見等ありますでしょうか。本日の議題につきましてはすべて終了といたしましたので、これからの進行につきましては事務局にお願いしたいと思います。